

(別添 2)

令和 7 年度新宿御苑毎木調査及びデータ更新業務に係る仕様書

1. 件名

令和 7 年度新宿御苑毎木調査及びデータ更新業務

2. 業務の目的

本業務は、過年度のデータをベースに、新宿御苑内に生育している地上高 120 cm (根上り木の根の部分を除く。) の位置における幹周 $\div\pi$ で得られる値 (以下「胸高直径」という。) が 10 cm を超える樹木の樹種名、樹高、直径、材積及び位置等並びに生垣等を形成している低木類の樹種名、形状 (単木、列植の別等)、位置等並びに竹笹類の位置等を調査し、調査結果をもって支障木・危険木除去等の植生管理に使用する基礎情報を更新することを目的とする。

3. 業務の内容

以下の対象について特記事項に従って毎木調査を行い、中高木及び低木の樹木データの更新を行うもの。なお、前回の毎木調査及びデータ更新は令和 3 年度に実施している。

(1) 対象エリア

新宿御苑内全区域 (別紙 1 「位置図」を参照。立入禁止区域を含む。)

(区域 1~12 : 別紙 2 「樹木区域図」を参照)

(ブロック No. 1~244 : 別紙 3 「樹木ブロック図」を参照)

新宿御苑全体面積 : 約 58ha、うち 樹林地面積 : 約 30ha (別紙 1 を参照)

(2) 対象樹木等

対象エリア内の樹木 (圃場の苗木は除く)

数量は現時点で把握している参考値 (令和 3 年度調査で記録していない樹木 (胸高直径 10cm 未満の樹木、新規植栽樹木等) は含まれていない)

- ・中高木 : 胸高直径が 10cm を超える樹木

胸高直径が 10cm 未満の樹木のうち下記に該当する樹木

- ・ウメ及びサクラの全木
- ・工事で植栽された樹木のうちポプラ・ハナミズキ・カルミア等の花木等
- ・前回調査で中高木として調査されている樹木

約 240 種、8,200 本程度

【令和 7 年度末樹木データ】

- ・低木類 : 中高木以外の植栽樹木又は前回調査で低木として調査されている樹木

単木物 (ツツジ類、サザンカ類、アジサイ等) 105 種類、3,915 本

列植物（ツツジ類、サザンカ類、アジサイ等）41種類、293列
バラ 511本

【令和3年度新宿御苑毎木調査及びデータ更新業務報告書】

- ・竹笹類：アズマネザサ、アズマザサ、クマザサ等

計56地点 21,500㎡程度

【令和3年度新宿御苑毎木調査及びデータ更新業務報告書】

(3) 特記事項（新宿御苑について）

- ・現地調査の実施時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとすること。その他の時間の実施については、新宿御苑管理事務所（以下「管理事務所」という。）に申し出て承認を得ること。
- ・休日（土曜、日曜及び祝祭日）の現地調査は認めないが、やむを得ない理由があるときは、管理事務所に休日作業願を提出し事前に承認を得ること。
- ・新宿御苑の開園時間及び閉園時間は次表のとおりである。

期間	開園時間	閉園時間
10/1～3/14	9:00AM～4:00PM	4:30PM
3/15～6/30 8/21～9/30	9:00AM～5:30PM	6:00PM
7/1～8/20	9:00AM～6:30PM	7:00PM

- ・新宿御苑の休園日は毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日（特別開園日を除く）及び年末年始(12月29日～1月3日)である。ただし、特別開園期間（秋11月1日～15日、春3月25日～4月24日）を除く（期間中無休）。
- ・園内での調査にあたっては、「新宿御苑内工事作業心得要領」を厳守し、調査責任者は調査員の規律保持に留意すること。
- ・調査員の新宿御苑への出入りは管理門より通行すること。
- ・園内調査にあたっては、管理事務所から貸与する腕章を着用すること。
- ・園内調査開始前及び終了後は、その旨を管理事務所に報告すること。
- ・園内への車両の乗り入れは、4tまでとする。
- ・園内での車両通行は、休園日や開園前などを基本として計画的に行い、ハザードランプ点滅の上、最徐行を厳守すること。
- ・園内の施設・構造物等や樹木を損傷したり、公園利用者に被害を及ぼしたりすることのないよう十分注意し、作業に伴う安全管理を行うこと。
- ・調査に伴う軽微な枝払い及び除草については認めるが、予め調査場所毎の留意事項を環境省担当官に確認するとともに、公園利用者を園路外に誘引しないよう留意すること。

4. 業務の実施方法

(1) 計画準備

業務が円滑に進行するよう業務に必要な調査計画、方法、工程、作業編成、人員計画等を内容とする作業計画書を作成し、環境省担当官の承認を得るものとする。

(2) 樹木調査

①中高木調査

胸高直径が10cmを超える樹木について以下の調査を行う。令和3年度調査後の新規植栽樹木、伐採樹木については、管理事務所より提供する情報を参考にすること。

1) ラベリング

当該樹木の単木毎の識別や管理を容易にするため、次のとおりラベリングを行う。

- ・ナンバーテープは現在園内で取り付けているものと同等以上の立木調査用の白色のテープとする。
- ・ナンバーテープを取り付ける位置は近傍の園路から見て裏側、地上高120cm程度の見やすい位置とし、これ以下の位置から幹が分岐している場合は主幹（最も太い幹）に取り付ける。
- ・番号は、園内を12区域（別紙2参照）に分けて区域毎に1番からとする。
（例：1-1, 1-2, …, 2-1, …, 12-1, …, 12-808, …）
- ・番号は現在取り付けてある前回調査の番号と同じ番号とし、その後、枯損等により消滅した樹木の番号は欠番として整理する。また、その後の生長により今回新たに調査の対象となった樹木の番号は、区域毎の最後の番号の次の番号からとする。なお、現在、取り付けてあるナンバーテープはすべて取り外し、適切に廃棄する。

2) 樹木位置測量及び樹木位置図作成

次のとおり1)の作業によって今回新たに調査の対象となった樹木及び明らかに前回調査のプロットに誤りのある樹木の位置をGPS測量あるいは同等以上の測量により追加・修正を行い、対象樹木を地形図上にプロットし、樹木位置図データとしてとりまとめる。

- ・GPS測量等の観測精度についてはできるだけ高いものとし、事前に試験を行い、前回調査のプロットに反映させた結果を提示の上で、環境省担当官の承認を得ること。
- ・樹木位置図データはGISデータとして作成する。なお、ファイル形式はESRI社シェープファイル形式とし、座標系は日本測地系の平面直角座標系第IX系で整備する。

3) 毎木調査

次のとおり1)でラベリングした樹木の区域番号、ブロック番号、樹木番号、樹種名、樹高、胸高直径及び地上高120cm（根上り木の根の部分を除く。）の位置における幹周（以下「胸高幹周」という。）並びに材積を調査する。

- ・樹種名は原則として和名（以下同じ。）とし、流通名、通称名がある場合は付記する。
- ・樹高はブルーメライス等の計測器具を使用し、m（メートル）単位で計測する。単位未満は四捨五入とする。

- ・胸高幹周は、直径巻尺等の計測器具を使用し1 cm 単位で計測する。単位未満は切り捨てとする。胸高直径の単位未満は同じく切り捨てとする。なお、地上高 120cm（根上り木の根の部分を除く。）の未満の位置で幹が分岐しているものについては、分岐した各幹周の総和×0.7 の値を胸高幹周とする。ただし、この方法により計測したことが分かるように記録しておくこと。
- ・材積は「国有財産立木幹材積表」（別紙4「国有財産台帳等取扱要領について（平成13年5月24日付け財理第1859号）抜粋」参照）による。

②低木類調査

①中高木の対象樹木を除く樹木について以下の調査を行う。令和3年度調査後の新規植栽樹木、伐採樹木については、管理事務所より提供する情報を参考にすること。

1)位置測量及び低木類位置図作成

今後の樹木管理の円滑化に資するため、次のとおり今回新たに調査の対象となった低木類及び明らかに前回調査のプロットに誤りのある低木類の位置をGPS測量等により追加・修正を行い、対象樹木を地形図上にプロットし、低木類位置図データとしてとりまとめる。

- ・ツツジ類、サザンカ類、アジサイ、バラ、その他の単木物（丸物、玉物）については、前回調査を参考に位置と本数を調査する。
- ・ツツジ類、サザンカ類、アジサイ、その他の列植物については、前回調査を参考に位置と列数を調査する（列植物は始点、主な屈曲点及び終点を実線で結ぶ。）。
- ・番号は、園内を12区域（別紙2参照）に分けて区域毎に単木番号、列番号それぞれ1番からとする。
- ・番号は現在付してある前回調査の番号と同じ番号とし、その後、枯損等により消滅した樹木の番号は欠番として整理する。また、その後の捕植等により今回新たに調査の対象となった樹木の番号は、区域毎の最後の番号の次の番号からとする。
- ・樹木位置図データはGISデータとして作成する。

2)数量調査（毎木調査）

次のとおり対象樹木について調査する。

- ・単木物（丸物、玉物）については、株ごとに区域番号、ブロック番号、単木番号、樹種名、樹高及び葉張直径（長短がある場合は最長径及び最短径）、列植物については、列ごとに区域番号、列番号、主要樹種名、平均樹高、長さ及び平均幅を調査する。
- ・樹高、葉張直径及び幅等は、10cm 単位で計測し、m 単位で記録する。単位未満は四捨五入とする。

③竹笹類調査

1)群落位置測量及び竹笹類位置図作成

今後の植生管理の円滑化に資するため、次のとおり竹笹類の位置をGPS測

量等により地形図上にプロットし、竹笹類位置図データとしてとりまとめる。

- ・竹笹類の位置、種類を特定する（位置は群落の範囲を囲む。）。
- ・番号は、園内全区域をとおした群落番号で1番からとする。
- ・位置図データはGISデータとして作成する。

2) 状況調査

次のとおり対象竹笹類の群落について調査する。

- ・竹笹類については、群落ごとに群落番号、種名、代表的な群落高、群落面積及び生育（繁茂・管理）状況を調査する。
- ・群落高は10cm単位で計測し、m単位で記録する。群落面積はm²で記録する。単位未満は四捨五入とする。

(3) とりまとめ

調査結果を、次に示す一覧表及び位置図に整理する。整理にあたっては判別し易いように配色し、カラー印刷することを基本とする。また、本業務で実施した作業及び調査結果の概要並びに次に示すデータの分析結果について報告書としてとりまとめる。なお、報告書等の作成にあたっては、事前に構成等の案を提示し、環境省担当官の承認を得るものとする。

① 一覧表

①-1：中高木

環境省担当官が提供する令和7年度末の「樹木一覧」の電子データを更新する。更新は電子データ内の次の下線の項目とし、区域及び番号順に整理すること。なお、令和3年度調査時点で、伐採等により消失した樹木の情報（樹高や幹周等）について、過年度樹木データと突合して追加入力すること。

ブロックNo.（御苑全図を244のブロックに細分化したものの番号（別紙3参照））、区域、番号、linkid（区域-番号）、樹種名、樹高、幹周1~5、幹周平均、直径、材積、植栽年、種別、巨樹・巨木（胸高幹周3m以上に該当するか否かの別）、名木10選、形状、品種、漢字、学名、科名、属名、備考、除外理由、国有財産台帳、伐採、伐採年度、伐採備考、幼木、D分析No、D品種名、D遺伝子、D備考、標準木、桜花期、常落桜、桜品all、桜品、桜年all、桜伐採、桜年、桜初期、桜処置、初期all、処置all、生育調、枝張EW、枝張SN、構成、地表、土壌、日照、動線、芝生、周辺、影響、根元施、阻害施、樹形、枝葉、老朽化、治療痕、保護材、工作物、備考1、景観評価、環境評価、管理計画

①-2：低木類

令和3年度の「樹木台帳」をベースとして、電子データを更新する。更新は次の項目とし、区域及び番号順に整理すること。なお、刈込方法は機械刈りの可否、難易度は脚立の要否や池への張り出し等の有無等で判断する。

- ・単木物：区域、単木番号、樹種名、ブロックNo、樹高、直径、最長径、最短径、国有財産台帳番号、摘要・備考、科名、属名、刈込方法、難易度、株数、備考・R3, R7 変更履歴

- ・列植物：区域、列番号、主要樹種名、ブロックNo、平均樹高、長さ、平均幅、摘要・備考

①-3：竹笹類

令和3年度の「竹笹類一覧」をベースとして電子データを更新する。更新は次の項目とし、区域及び番号順に整理すること。

- ・竹笹類：群落番号、種名、区域、ブロックNo、群落高、群落面積、生育状況（繁茂・管理）、摘要・備考

②位置図

②-1：中高木

- ・樹木位置図：ブロック毎の図に、区域、番号、樹種名を付してプロット表示した樹木位置図。なお、現存の有無をモノクロにしても判別できるように色分けする。また、索引として縮尺4,000分の1の御苑全図によるブロック位置図及び区域順、樹木番号順に樹種名と掲載ブロック番号を記載した一覧表を冒頭に添付し、サイズはA4版とすること。
- ・樹種別樹木位置図：縮尺4,000分の1の御苑全図に、樹種別に色分けをしてプロット表示した樹木位置図。なお、本数が少ない樹種については1枚に数種類まとめて表示しても差し支えない。また、索引として樹種名、本数、掲載ページを記載した一覧表を冒頭に添付し、サイズはA4版で加除式とすること。樹種別樹木位置図については、②-2、②-3と一緒にまとめること。

②-2：低木類

- ・単木物（丸物、玉物）：縮尺4,000分の1の御苑全図に、樹種別に色分けをしてプロット表示した樹木位置図。なお、本数が少ない樹種については1枚に数種類まとめて表示しても差し支えない。また、索引として樹種名、本数、掲載ページを記載した一覧表を冒頭に添付すること。サイズはA4版で加除式とする。
- ・列植物については、同全図に、列ごと樹種ごとに色分けをして実線表示した樹木位置図。なお、この縮尺の全図では表示困難な場合は別途協議することとする。また、索引として樹種名、列数、掲載ページを記載した一覧表を冒頭に添付し、サイズはA4版で加除式とすること。

②-3：竹笹類

- ・縮尺4,000分の1の御苑全図に、群落毎に実線表示した竹笹類位置図。なお、1枚にまとめて表示して差し支えない。また、索引として樹種名、群落番号、群落面積を記載した一覧表を冒頭に添付し、サイズはA4版で加除式とすること。

③報告書

本業務で実施した作業、毎木調査作業状況写真帳及び調査結果の概要の他、以下の項目について、調査結果より分析し、とりまとめる。また、近年の庭園・樹林管理におけるトレンド・課題等を踏まえて、新たな評価・分析方法を提案し、とりまとめること。

- ・中高木の樹種数・樹木総本数、常緑広葉樹・落葉広葉樹・針葉樹別の樹種数・本数、樹種別本数、平成14年以降の樹種別の増減本数
- ・中高木の主要樹種（現存本数が上位30種）の平成14年以降の樹種別・幹周別・5ヶ年ごとの増減本数及び伐採等樹木位置図
- ・樹高30m以上の樹木一覧・位置図（樹種別に色分けしたもの）、樹高ベスト10（区域、番号、ブロック、樹種名、樹高、幹周り、エリア、備考）
- ・幹周3m以上の樹木、巨樹・巨木指定樹木及び名木10選対象樹木一覧・位置図（主要な樹種を色分け、巨樹・巨木指定樹木及び名木10選対象樹木を区分けしたもの）、幹周ベスト10（区域、番号、ブロック、樹種名、樹高、幹周り、エリア、備考）
- ・サクラ類の品種別の現存本数、平成14年以降の品種別・樹齢別の伐採等本数、植栽本数の推移及び各位置図（庭園・樹林管理計画 第1期計画（改訂版）（令和3年3月）資料編P.52, 53, 57参照）
- ・サクラ類に関して、庭園・樹林管理計画 第1期計画（改訂版）（令和3年3月）の図3-3の更新（新規植栽、伐採情報を追加する）、図3-6の更新（新規植栽、伐採情報を追加し、エリアごとの拡大図として整理する）、図3-7-4の更新（新規植栽、伐採情報を追加する）
- ・「新宿御苑 樹木 広報情報」用の次の樹木本数・種数
 - 【サクラ】寒桜、ジュウガツザクラ、高遠小彼岸、枝垂桜、大島桜、染井吉野、山桜、一葉、鬱金、御衣黄、関山、普賢象、太田桜、【梅】、【椿】、【ツツジ類】、【バラ】、【アジサイ】、〈紅葉〉カエデ類、イチョウ、ハナミズキ、サクラ、ユリノキ、ラクウショウ、モミジバスズカケノキ（整形式庭園のプラタナス並木を構成するもの、それ以外のプラタナス）

（4）打合せ

本業務を遂行するに当たっては、次の業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、回数は3回以上を予定する。また、打合せの記録は請負者が行い環境省担当官に提出するものとする。なお、業務の着手時及び業務完了時には管理技術者が必ず立ち会うものとする。

- ① 着手時、②中間段階、③業務完了時

5. 業務履行期限

令和9年2月26日（金）まで

6. 成果物

紙媒体：報告書	5部（A4判 100頁程度、くるみ製本）
中高木樹木位置図	5式（A4判 250頁程度、加除式）
樹種別位置図	3式（A4判 150頁程度、加除式）

電子媒体：報告書等の紙媒体の電子データ、一覧表及びGISデータ、打合せ記録等のデータを収納したDVD-R 2式
報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。
提出場所 環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所

7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を

報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

9. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 本業務を行うに当たって、調査資料として現行の GIS データ等を貸与する。貸与された調査資料は取扱いに十分注意すること。
- (4) 本業務を行うに当たって、必要に応じて以下の資料及びその他環境省担当官が必要と認める資料を閲覧等することを可能とする。

- ・新宿御苑庭園・樹林管理計画第1期計画（改訂版）（令和3年3月）
- ・令和3年度新宿御苑每木調査及びデータ更新業務報告書（令和4年2月）

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達等の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

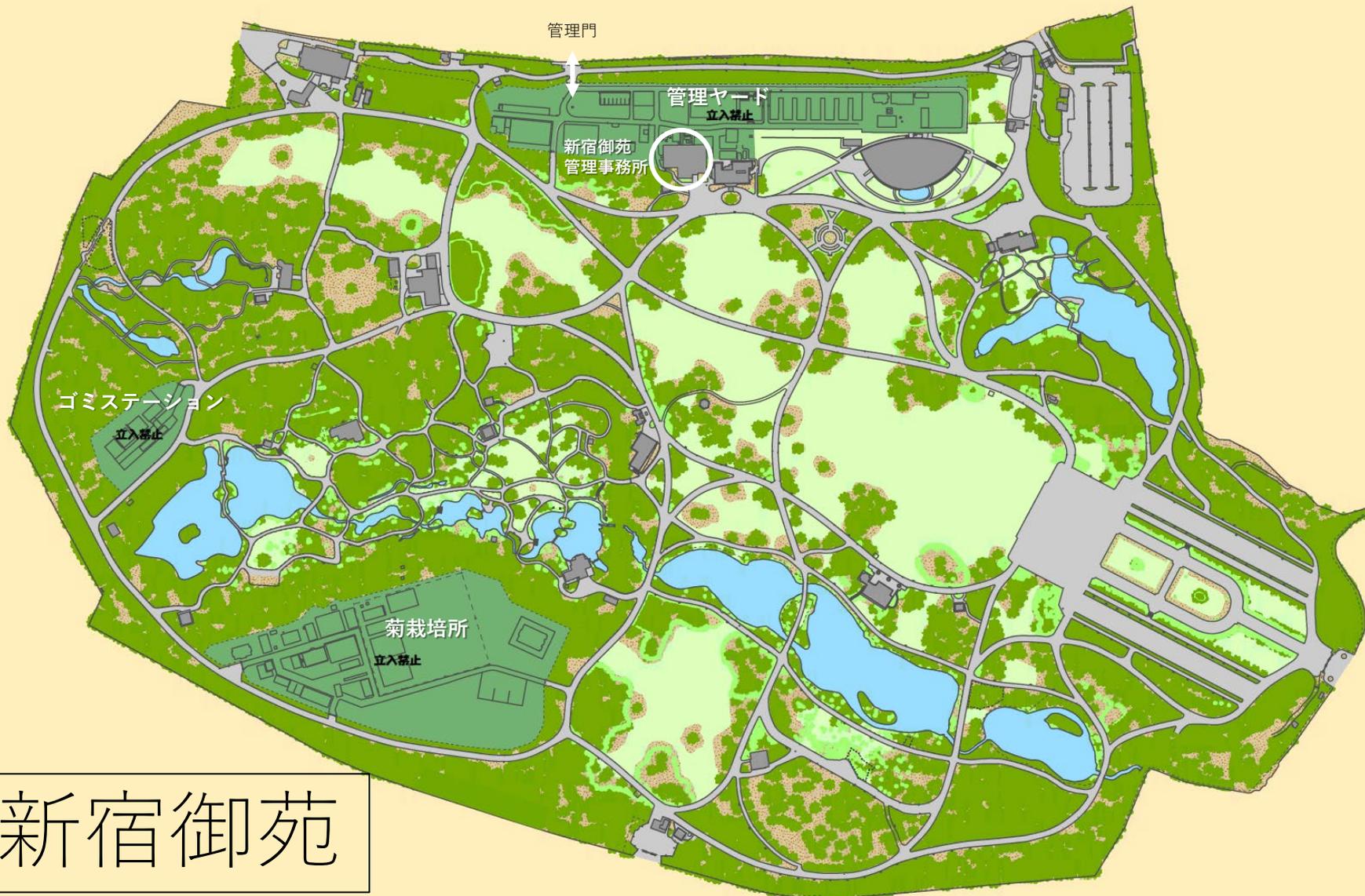
電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
 - ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2)による成果物に加え、「PDF ファイル形式(PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

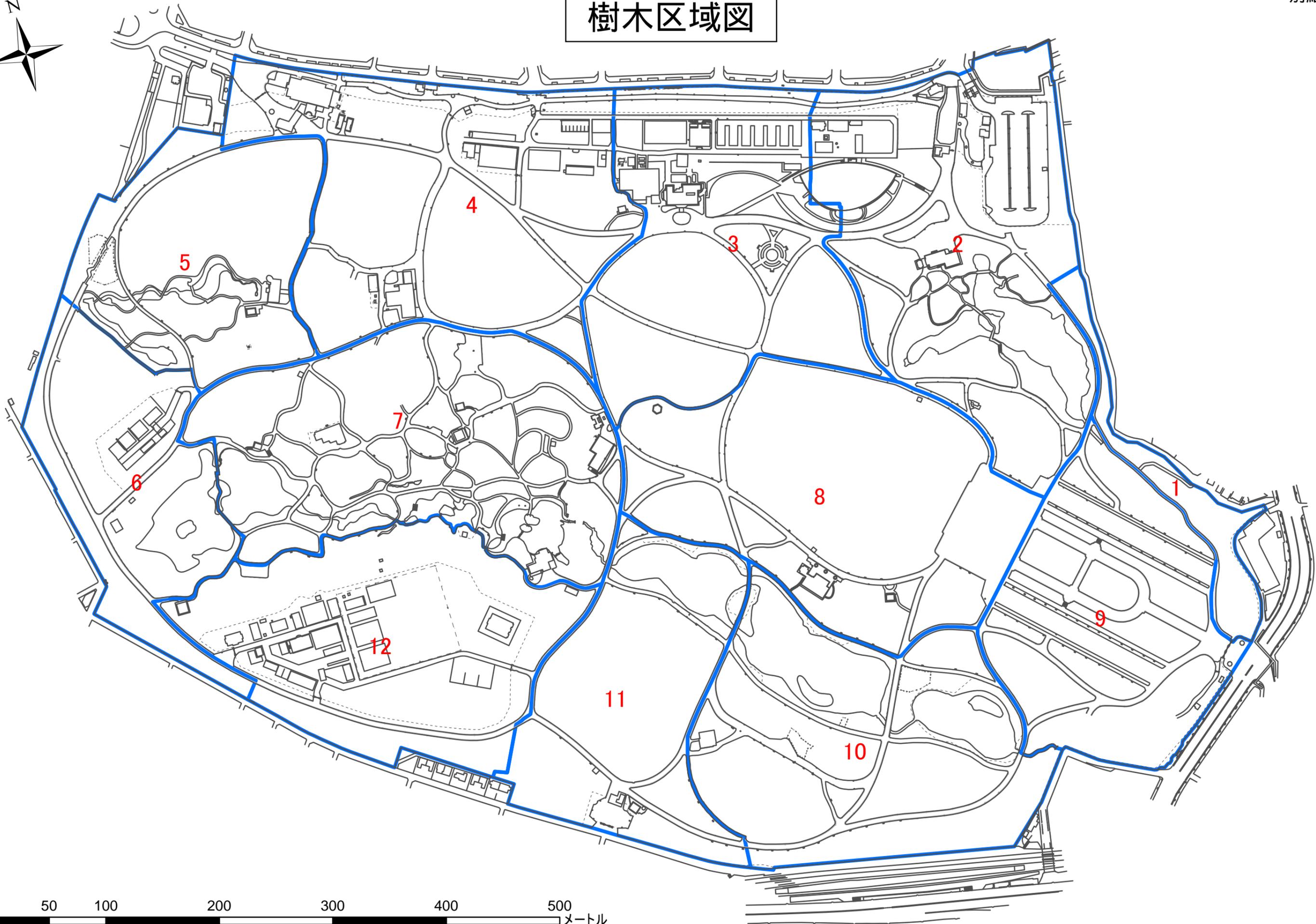
成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

位置図

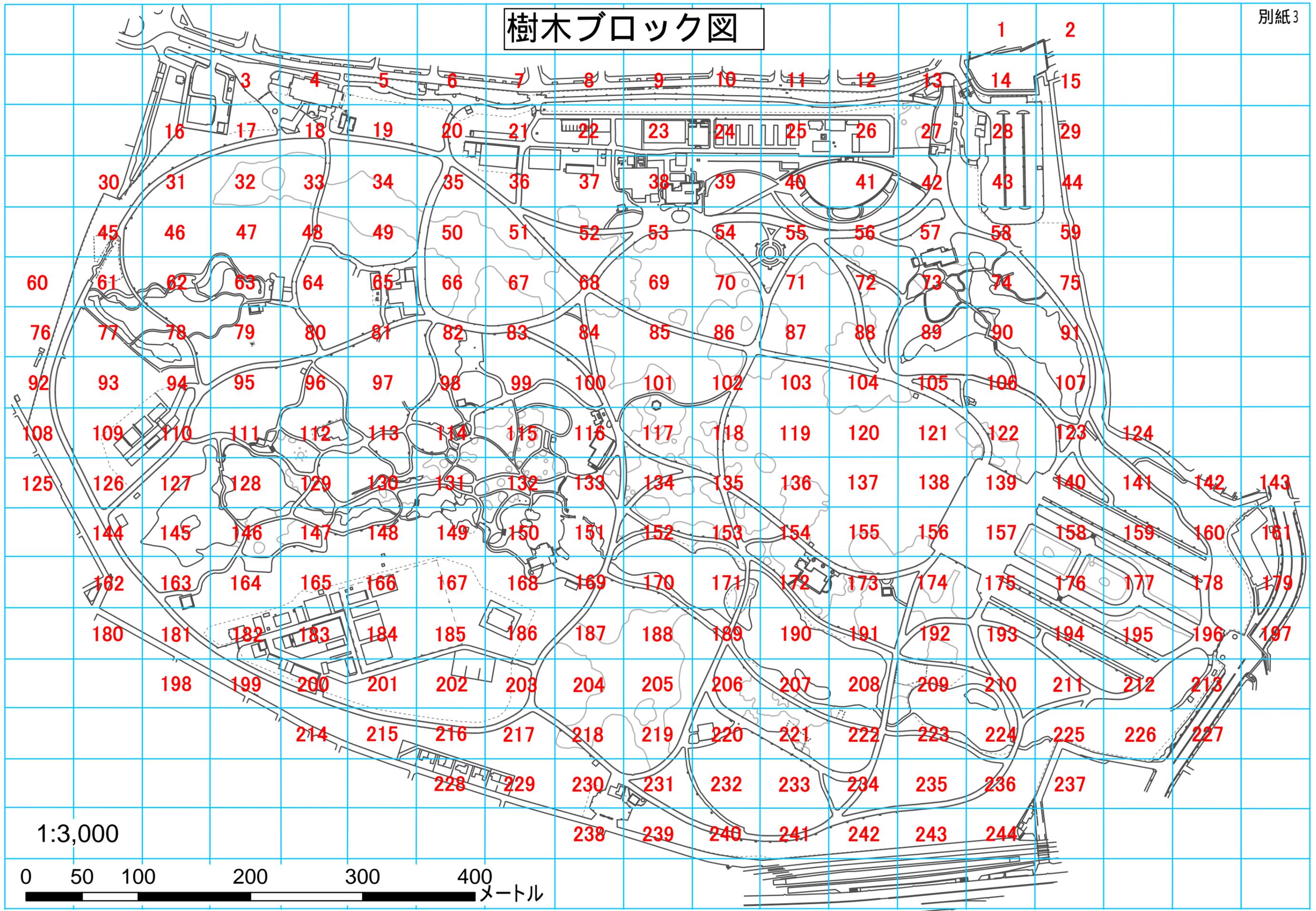


新宿御苑

樹木区域図



樹木ブロック図



1:3,000

0 50 100 200 300 400
メートル

国有財産台帳等取扱要領について（平成13年5月24日 財理第1859号）抜粋

国有財産立木幹材積表

樹高 直径	m 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
10cm	0.018	0.021	0.024	0.029	0.033	0.038	0.042	0.047	0.051	0.056	0.060	0.065	0.069	0.074	0.080	0.083	0.085	0.090	0.095	0.105	0.110
12	0.024	0.029	0.033	0.040	0.046	0.053	0.060	0.067	0.073	0.079	0.084	0.090	0.095	0.100	0.105	0.113	0.120	0.125	0.130	0.140	0.145
14	0.032	0.038	0.044	0.052	0.060	0.070	0.080	0.089	0.097	0.106	0.114	0.119	0.124	0.132	0.140	0.150	0.160	0.170	0.180	0.190	0.200
16	0.041	0.050	0.058	0.068	0.078	0.089	0.100	0.112	0.124	0.133	0.142	0.150	0.158	0.175	0.183	0.194	0.205	0.220	0.235	0.245	0.255
18		0.062	0.072	0.084	0.096	0.111	0.125	0.139	0.152	0.163	0.174	0.184	0.194	0.212	0.230	0.243	0.255	0.275	0.290	0.305	0.315
20		0.078	0.090	0.104	0.117	0.134	0.150	0.167	0.184	0.196	0.208	0.222	0.236	0.258	0.280	0.295	0.310	0.330	0.350	0.365	0.380
22		0.090	0.104	0.122	0.144	0.164	0.183	0.202	0.228	0.254	0.270	0.286	0.311	0.336	0.363	0.390	0.410	0.430	0.460	0.485	0.425
24			0.142	0.166	0.186	0.211	0.232	0.263	0.293	0.313	0.332	0.361	0.390	0.420	0.450	0.475	0.500	0.530	0.560	0.590	0.620
26			0.163	0.184	0.214	0.244	0.264	0.299	0.334	0.360	0.386	0.417	0.448	0.484	0.515	0.543	0.570	0.605	0.640	0.675	0.710
28				0.214	0.240	0.272	0.305	0.338	0.382	0.426	0.460	0.490	0.531	0.571	0.613	0.655	0.680	0.725	0.770	0.815	0.860
30					0.240	0.272	0.305	0.338	0.382	0.426	0.460	0.490	0.531	0.571	0.613	0.655	0.680	0.725	0.770	0.815	0.860
32						0.240	0.272	0.305	0.338	0.382	0.426	0.460	0.490	0.531	0.571	0.613	0.655	0.680	0.725	0.770	0.815
34							0.240	0.272	0.305	0.338	0.382	0.426	0.460	0.490	0.531	0.571	0.613	0.655	0.680	0.725	0.770
36								0.230	0.304	0.342	0.379	0.420	0.472	0.524	0.566	0.608	0.655	0.702	0.756	0.810	0.855
38									0.338	0.374	0.419	0.464	0.520	0.576	0.624	0.672	0.723	0.774	0.832	0.890	0.945
40										0.374	0.414	0.462	0.510	0.571	0.632	0.686	0.740	0.795	0.850	0.913	0.975
42											0.510	0.560	0.625	0.690	0.750	0.810	0.870	0.930	0.995	1.060	1.125
44												0.560	0.610	0.679	0.748	0.814	0.880	0.948	1.015	1.085	1.155
46													0.665	0.738	0.810	0.883	0.955	1.029	1.102	1.176	1.250
48														0.872	0.954	1.035	1.116	1.196	1.271	1.345	1.420
50															0.938	1.031	1.124	1.212	1.300	1.371	1.445
52																1.555	1.653	1.750	1.840	1.930	2.030
54																	1.665	1.763	1.860	1.955	2.050
56																		1.765	1.870	1.975	2.075
58																			1.875	1.988	2.100
60																				2.115	2.238
62																					2.235
64																					2.235
66																					2.235
68																					2.235
70																					2.235
72																					2.235
74																					2.235
76																					2.235
78																					2.235
80																					2.235

(3) 上記の直径80.9センチメートル又は樹高24.5メートルをこえる場合及び上記の表に該当する材積が記載されていない場合の幹材積は次の算式によって求める。

$$V = \frac{\pi}{4} \times d^2 \times f \times h$$

V=幹材積 f=係数
 樹高5メートル 0.514
 " 6メートル~10メートル 0.416
 " 11 " ~15 " 0.404
 " 16 " ~20 " 0.396
 " 21 " 以上 0.381

備考 1 直径は地上高120センチメートルの位置における数字を示す。

2 材積のとり方

(1) 直径10~10.9センチメートルまでは10センチメートルの欄
 11~12.9 " 12 "
 13~14.9 " 14 "
 以下直径80.9センチメートルまで同様とする。
 (2) 樹高のメートル未満は四捨五入とする。